

(表)

様式第1号(第4条関係)

羽曳野市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

羽曳野市長 様

申 込 者	住 所	〒
	氏 名	フリガナ
	連絡先	(TEL)
申 込 者 の 区 分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人(2を除く。)	
上記が法定代理人の場合の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	

羽曳野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。なお、この登録に必要な場合は、私の住民票、戸籍等に関して調査等を実施することについて同意します。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		
	☐ 申込者氏名と同じ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ☐ 申込者住所と同じ		
本 籍	☐ 羽曳野市以外	筆 頭 者	
連絡先電話番号			

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号等に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- ・ あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- ・ あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ・ あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌開庁日となります。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	名簿	点検	本人等の確認書類		備考
対象(住・戸)	住・戸	No.	住・戸	☐ 本人	☐ 個人番号カード	
				☐ 法定代理人	☐ 旅券	
				☐ 代理人	☐ 運転免許証	
				☐ その他()		
登録日	年 月 日 から					

(裏)

羽曳野市本人通知制度について

- 1 この制度は、羽曳野市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に対し、事前登録者に係る住民票の写し等^(注1)を第三者（本人等^(注2)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した事実について通知するものです。

^(注1) 住民票の写し等

住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部・個人事項証明書（謄抄本）、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書

^(注2) 本人等

（住民票関係）本人又は本人と同一世帯に属する者

（戸籍関係）戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に羽曳野市住民票の写し等交付通知書を送付します。

- 3 羽曳野市住民票の写し等交付通知書の記載事項は、①住民票の写し等の交付年月日、②交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）、③交付した住民票の写し等の交付請求者の種別の3項目です。通知書に交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、③の交付請求者の種別は、「本人等の代理人」「本人等以外の者・個人」「本人等以外の者・法人」「本人等以外の者・八業士^(注3)」の4種類です。

^(注3) 八業士

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士をいいます。

- 4 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

- 5 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- ・ 事前登録希望者が疾病等により直接、申込みをすることができない場合
- ・ 他の市区町村に居住している場合

- 6 転出、転籍等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。

また、登録を廃止しようとする場合も、届出が必要です。

なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは事前登録を廃止します。